

令和7年度第1回相生市都市計画審議会
参考資料③

西播都市計画ごみ焼却場
(一般廃棄物処理施設) の変更について

令和7年12月18日（木）

相生市 建設農林部 都市整備課

参考資料③ 目 次

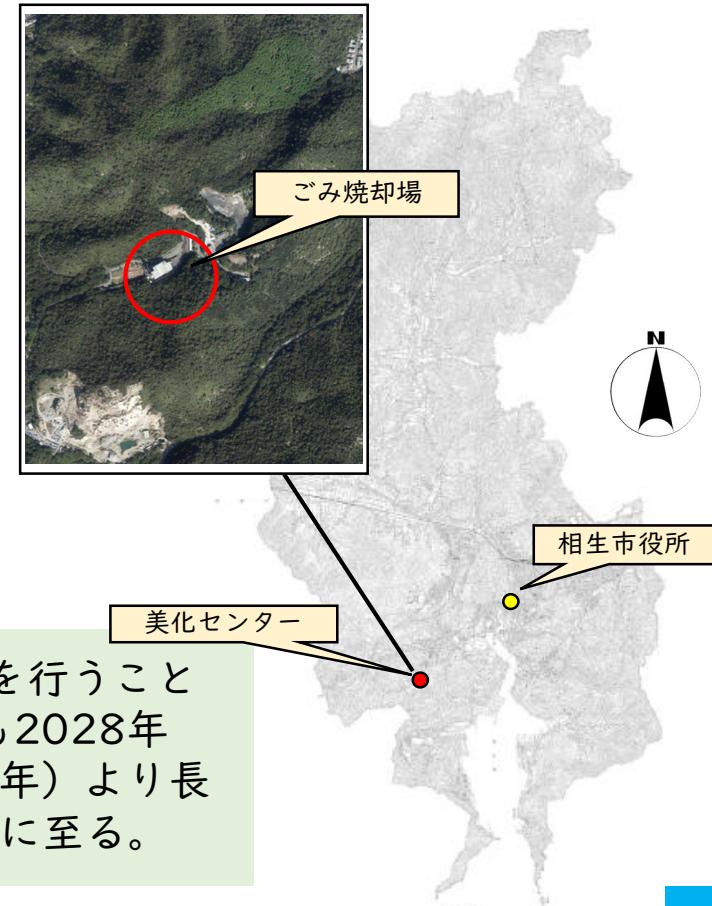
1	相生市のごみ焼却場について	…P1
2	ごみ焼却場の立地に関する手続	…P3
3	都市計画変更（案）の内容	…P6
4	相生地域エネルギーセンターの建設位置	…P8
5	生活環境影響調査	…P9
6	今後のスケジュール	…P10
(参考) 生活環境影響調査結果		

I 相生市のごみ焼却場について (1/2)

① 現ごみ焼却場（相生市美化センター）の状況

現在のごみ焼却場（相生市美化センター）は1995年（平成7年）に供用開始し、稼働してから30年が経過

項目	内 容
供用開始年	1995年（平成7年）
所在地	相生市佐方字ウジナゴ752-2他
処理方式	准連燃焼式流動床炉
処理能力	60t/8H (30t×2基)
都市計画決定区域	約16.0ha
施設設置者	相生市



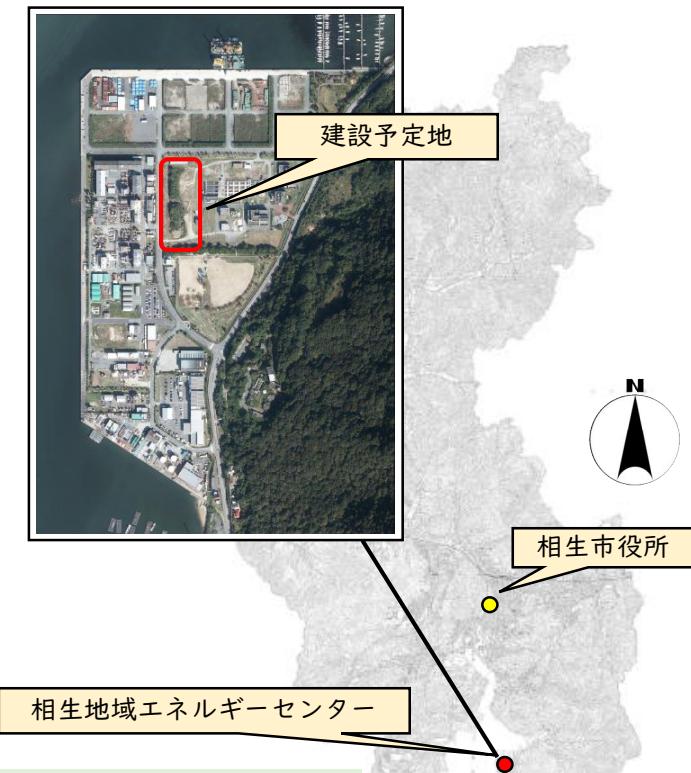
ごみ処理施設は稼働後10年から15年の時点で大規模改修を行うことで、30年間使用できると言われている。相生市においても2028年（令和10年）3月まで使用するために、2013年（平成25年）より長寿命化計画を作成し、大規模改修、設備更新を行い、現在に至る。

Ⅰ 相生市のごみ焼却場について（2/2）

② 次期ごみ焼却場（相生地域エネルギーセンター）の概要

2029年（令和11年）4月供用開始を目指して、相生湾東部工業団地内の遊休地に建設する予定

項目	内 容
供用開始予定年月	2029年（令和11年）4月
所在地	相生市相生字小丸
処理方式	ストーカ式焼却炉
処理能力	30t/日 (その他産業廃棄物含め220t/日)
都市計画決定区域	約13,700m ²
施設設置者	相生エコサービス株式会社
その他	一般廃棄物と産業廃棄物を混焼し、 発生した熱エネルギーを利用して 発電を行う。



廃棄物処理を安定的、効率的かつ経済的に行うため、施設の整備及び運営を相生市と民間企業（相生エコサービス株式会社）による公民連携事業により実施

2 ごみ焼却場の立地に関する手続 (1/3)

【建築基準法第51条（抜粋）】

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

2 ごみ焼却場の立地に関する手続 (2/3)

公共として関与する必要性がある施設

都市計画決定

一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において市の責務とされており、相生地域エネルギーセンターは市から排出する家庭ごみの全量を焼却処理する。



相生地域エネルギーセンターは一般廃棄物処理施設としては、都市計画決定において、敷地の位置を決定

公共として関与する必要性が低い施設



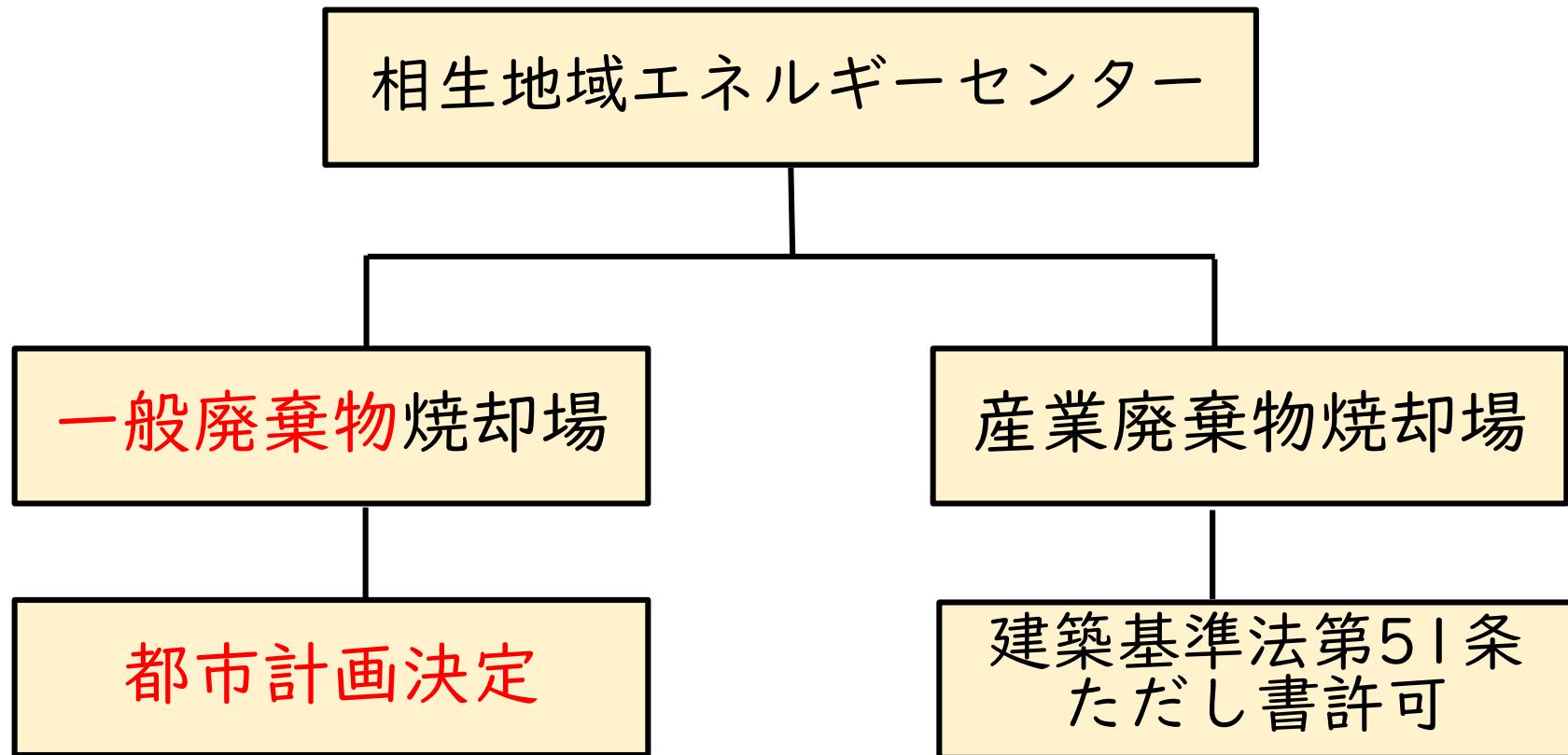
建築基準法第51条ただし書許可

相生地域エネルギーセンターで処理する産業廃棄物については、民間企業が全て確保し焼却処理する。



相生地域エネルギーセンターは産業廃棄物処理施設としては、建築基準法第51条ただし書許可において、敷地の位置を決定

2 ごみ焼却場の立地に関する手続 (3/3)



3 都市計画変更（案）の内容（1/2）

都市計画変更内容

	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	ごみ焼却場			
変更前	1	相生市ごみ焼却場	相生市佐方字ウジナゴ 752-2 相生市佐方字峯浦 753-1	約16.0ha	60t/8H (30t×2基)
変更後	2	相生地域エネルギーセンター	相生市相生字小丸	約13,700m ²	30t/日 (その他産業廃棄物含め 220t/日)

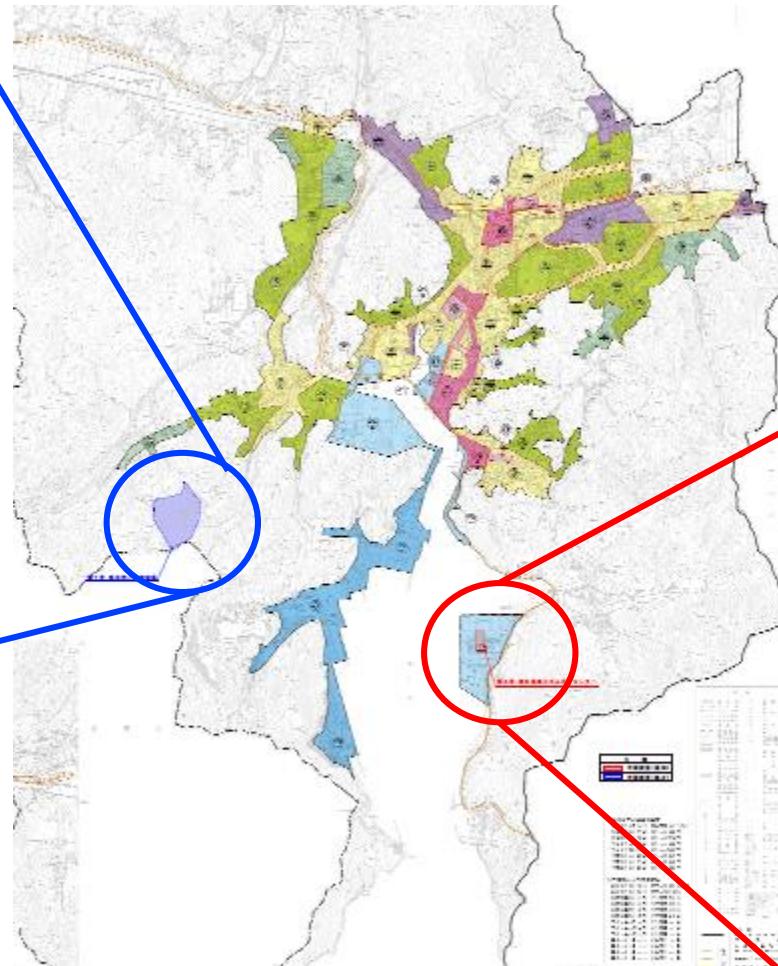
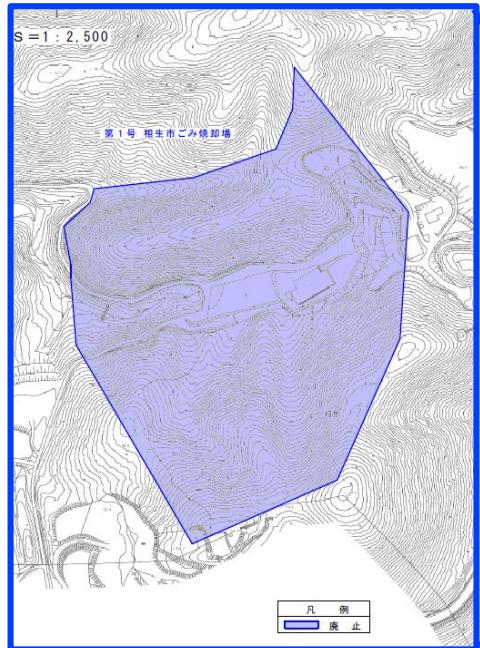
変更する理由

- 一般廃棄物の適正処理を安定的、効率的かつ経済的に行うために、施設の整備及び運営を相生市と民間事業者による公民連携事業により実施し、また、廃棄物を資源として有効活用することで循環型社会を形成し、地域住民の生活環境の向上を目的として、第2号相生地域エネルギーセンターを追加
- 老朽化した第1号相生市ごみ焼却場を廃止

3 都市計画変更（案）の内容（2/2）

総括図

廃止



追加



4 相生地域エネルギーセンターの建設位置

建設位置の条件

項目	条件	現状	判定
① 必要面積の確保	最低12,000m ² 以上	13,700m ²	○
② 土地利用の容易性	市有地であり、大規模な造成の必要性がない	相生下水管理センターの敷地の一部（現在は遊休地）	○
③ アクセス道路の整備状況	新たなアクセス道路の整備が必要ない	国道250号、埋立地内道路整備済み	○
④ 周辺の土地利用状況	住宅、教育施設、病院等が周辺にない	埋立地は工業団地であり該当する施設は存在しない	○
⑤ 自然災害への対応	ハザードマップに示されている自然災害への対応	高潮浸水想定区域に指定されているが、高潮を見越した設計で埋立を実施	○



相生地域エネルギーセンター（一般廃棄物処理施設）の建設位置として都市計画決定を行う。

5 生活環境影響調査

調査項目

環境要素		生活環境影響要因			
		煙突排ガスの排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	○	○		○
	騒音		○		○
	振動		○		○
	悪臭	○		○	

※廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき設定

調査結果

施設稼働時のシミュレーションを行った結果、すべての調査項目で環境基準値を下回っており、生活環境の保全に支障がないものと評価

6 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和7年	都市計画決定 (一般廃棄物処理施設)
～4月	建築基準法第51条 ただし書許可 (産業廃棄物処理施設)
8月	周辺住民説明会
9月	変更（原案）説明会
10月	兵庫県知事協議
11月	原案の公告・縦覧
12月18日 (本日)	許可申請伺いの送達
	相生市都市計画審議会
令和8年	
1月	許可申請書の送達
2月	兵庫県都市計画審議会
3月	決定告示・永久縦覧
	許可通知書の交付

(参考) 生活環境影響調査結果 (1 / 8)

大気質調査箇所



騒音・振動調査箇所



(参考) 生活環境影響調査結果 (2/ 8)

① 大気質

現況調査結果

すべての大気汚染物質※において、すべての地点で環境基準等を下回っていた。

※二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀

① 大気質

予測結果（煙突排ガスの排出による影響）

下記に示すとおり、すべての大気汚染物質において、環境保全目標値以下

項目	予測地点	建設予定地	こすもす 俱楽部	野瀬地区	鰯浜地区	環境保全目標値
二酸化硫黄 (ppm)	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.02ppm以下
二酸化窒素 (ppm)	0.021	0.011	0.011	0.017	0.017	0.06ppm以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.041	0.035	0.035	0.041	0.041	0.10mg/m ³ 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.008878	0.007432	0.005133	0.006562	0.006562	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水銀 (μg/m ³)	0.002385	0.001319	0.001520	0.001437	0.001437	0.04 μg/m ³ 以下

(参考) 生活環境影響調査結果 (3/ 8)

① 大気質

予測結果（廃棄物運搬車両の走行による影響）

下記に示すとおり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とともに、全地点で環境保全目標値以下

予測地点	二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m ³)	
	日平均値の年間98%値	環境保全目標値	日平均値の年間98%値	環境保全目標値
相生ペーロン海館	西側	0.020	0.04ppm以下	0.033
	東側	0.020		0.033
野瀬地区歩道上	西側	0.014		0.035
	東側	0.014		0.035

(参考) 生活環境影響調査結果 (4/ 8)

② 騒音 現況調査結果

すべての地点で環境基準等を下回っていた。

② 騒音 予測結果 (施設の稼働による影響)

下記に示すとおり、すべての地点で環境保全目標値以下

予測地点 項目	騒音 (施設の稼働による影響)					環境保全目標値※
	朝	昼間	夕	夜間		
敷地境界	建設予定地 敷地境界 (北東)	56dB	60dB	53dB	52dB	朝・昼間・夕：70dB以下 夜間：60dB以下
	建設予定地 敷地境界 (北西)	59dB	61dB	57dB	57dB	
一般環境	野瀬地区	—	43dB	—	35dB	昼間：55dB以下 夜間：45dB以下
	鰯浜地区	—	51dB	—	40dB	

※騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成24年4月1日 相生市告示第42号）で定められた「第四種区域」の基準値

注1) 時間区分は、朝：6時から8時、昼間：8時から18時、夕：18時から22時、夜間：22時から6時

(参考) 生活環境影響調査結果 (5/8)

② 騒音

予測結果 (廃棄物運搬車両の走行による影響)

下記に示すとおり、すべての地点で環境保全目標値以下

予測地点	項目	
	予測結果	環境保全目標値
相生市雨水ポンプ場 (国道250号)	64db	70db以下
こすもす俱楽部 (市道相生野瀬線)	64db	65db以下

(参考) 生活環境影響調査結果 (6/ 8)

③ 振動

現況調査結果

すべての地点で環境基準等を下回っていた。

③ 振動

予測結果（施設の稼働による影響）

下記に示すとおり、すべての地点で環境保全目標値以下

予測地点	振動（施設の稼働による影響）			
	昼間	夜間	環境保全目標値※	
敷地境界	建設予定地 敷地境界（北東）	40dB	40dB	昼間：65dB以下 夜間：60dB以下
	建設予定地 敷地境界（北西）	49dB	49dB	
一般環境	野瀬地区	<25dB	<25dB	昼間・夜間：55dB以下
	鰯浜地区	<25dB	<25dB	

※振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成24年4月1日 相生市告示第47号）で定められた「第2種区域」の基準値

注1) 時間区分は、昼間：8時から19時、夜間：19時から翌8時

(参考) 生活環境影響調査結果 (7/8)

③ 振動

予測結果（廃棄物運搬車両の走行による影響）

下記に示すとおり、すべての地点で環境保全目標値以下

予測地点	振動（廃棄物運搬車両の走行による影響）	
	予測結果	環境保全目標値※
相生市雨水ポンプ場 (国道250号)	32db	65db以下
こすもす俱楽部 (市道相生野瀬線)	35db	

※振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準（平成24年4月1日 相生市告示第47号）で定められた「第1種区域」の基準値

(参考) 生活環境影響調査結果 (8/ 8)

④ 悪臭

現況調査結果

すべての特定悪臭物質において、すべての地点で環境基準等を下回ってた。

④ 悪臭

予測結果（施設の稼働による影響）

下記に示すとおり、すべての特定悪臭物質において、環境保全目標値以下となった。

項目	建設予定地敷地境界		環境保全目標値
	風上側	風下側	
アンモニア	0.1	0.1	5以下
メチルメルカプタン	<0.0002	<0.0002	0.01以下
硫化水素	<0.002	<0.002	0.2以下
硫化メチル	<0.001	<0.001	0.1以下
二流化メチル	<0.0009	<0.0009	0.1以下
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	0.07以下
アセトアルデヒド	0.005	0.016	0.5以下
プロピオンアルデヒド	<0.005	<0.005	0.5以下
ノルマルブチルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	0.08以下
イソブチルアルデヒド	<0.002	<0.002	0.2以下
ノルマルバレルアルデヒド	<0.0009	<0.0009	0.05以下
イソバレルアルデヒド	<0.0003	<0.0003	0.01以下

項目	建設予定地敷地境界		環境保全目標値
	風上側	風下側	
イソブタノール	<0.09	<0.09	20以下
酢酸エチル	<0.3	<0.3	20以下
メチルイソブチルケトン	<0.1	<0.1	6以下
トルエン	<1	<1	60以下
スチレン	<0.04	<0.04	2以下
キシレン	<0.1	<0.1	5以下
プロピオン酸	<0.003	<0.003	0.2以下
ノルマル酪酸	<0.0001	<0.0001	0.006以下
ノルマル吉草酸	<0.00009	<0.00009	0.004以下
イソ吉草酸	<0.0001	<0.0001	0.001以下
臭気指数	<10	<10	—